

令和元年第7回定例会 千葉市緑区選挙管理委員会会議録

1 日 時	令和元年7月3日（水） 午前9時30分～午前10時45分				
2 場 所	千葉市緑区選挙管理委員会室				
3 出席委員	委員長	岡本 利一	委員	岩坂 展子	
	委員	小峰 敏和	委員	鈴木 敬二	
4 出席書記	事務局長	柏原 郁夫	選挙班主査	中田 和利	
5 議 題	議案第44号	投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について			
	議案第45号	期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について			
	議案第46号	開票管理者及びその職務代理者の選任について			
	議案第47号	投票所の決定について			
	議案第48号	期日前投票所の決定について			
	議案第49号	期日前投票所を開く時刻の繰り下げについて			
	議案第50号	在外選挙における期日前投票所の指定について			
	議案第51号	不在者投票を行う場所等について			
	議案第52号	開票の場所及び日時の決定について			
	議案第53号	投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所について			
	議案第54号	開票立会人を定めるくじを行う日時及び場所の決定について（千葉県選出議員選挙）			
	議案第55号	開票立会人を定めるくじを行う日時及び場所の決定について（比例代表選出議員選挙）			
	議案第56号	千葉市緑区選挙管理委員会委員長の執務場所について			
	議案第57号	投票所の投票立会人の選任について			
	議案第58号	期日前投票所の投票立会人の選任について			
	議案第59号	選挙人名簿の抹消者について			
	議案第60号	選挙人名簿の登録者について			
議案第61号	選挙人名簿からの抹消について				
6 議事の概要	<p>(1) 議案第44号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任については、全員異議がなかったため、原案のとおり決定した。</p> <p>(2) 議案第45号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任については、全員異議がなかったため、原案のとおり決定した。</p> <p>(3) 議案第46号 開票管理者及びその職務代理者の選任について 開票管理者及びその職務代理者の選任については、全員異議がなかったため、原案のとおり決定した。</p> <p>(4) 議案第47号 投票所の決定について 投票所の決定については、全員異議がなかったため、原案のとおり決定した。</p> <p>(5) 議案第48号 期日前投票所の決定について 期日前投票所の決定については、全員異議がなかったため、原案のとおり決定した。</p>				

議事の概要

(続き)

- (6) 議案第49号 期日前投票所を開く時刻の繰り下げについて  
期日前投票所を開く時刻の繰り下げについては、全員異議がなかったので原案のとおり決定した。
- (7) 議案第50号 在外選挙における期日前投票所の指定について  
在外期日前投票所の指定については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。
- (8) 議案第51号 不在者投票を行う場所等について  
不在者投票を行う場所等については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。
- (9) 議案第52号 開票の場所及び日時の決定について  
開票の場所及び日時の決定については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。
- (10) 議案第53号 投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について  
投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。
- (11) 議案第54号 開票立会人を定めるくじを行う日時及び場所の決定について  
(千葉県選出議員選挙)  
開票立会人を定めるくじを行う日時及び場所の決定については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。
- (12) 議案第55号 開票立会人を定めるくじを行う日時及び場所の決定について  
(比例代表選出議員選挙)  
開票立会人を定めるくじを行う日時及び場所の決定については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。
- (13) 議案第56号 千葉市緑区選挙管理委員会委員長の執務場所について  
千葉市緑区選挙管理委員会委員長の執務場所については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。
- (14) 議案第57号 投票所の投票立会人の選任について  
投票所の投票立会人の選任については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。
- (15) 議案第58号 期日前投票所の投票立会人の選任について  
期日前投票所の投票立会人の選任については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。
- (16) 議案第59号 選挙人名簿の抹消者について  
選挙人名簿の抹消者については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。
- (17) 議案第60号 選挙人名簿の登録者について  
選挙人名簿の登録者については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。
- (18) 議案第61号 選挙人名簿からの抹消について  
選挙人名簿からの抹消については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。
- (19) その他  
開票における手順について協議した。  
次回会議の開催は、令和元年7月21日午後6時30分と決定した。

## 7 会議経過

- (1) 議案第44号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について  
事務局 : 公職選挙法第37条及び公職選挙法施行令第24条の規定により、参議院議員通常選挙における投票所の投票管理者及びその職務代理者を選任する。  
質 疑 : 特になかった。
- (2) 議案第45号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について  
事務局 : 公職選挙法第48条の2及び公職選挙法施行令第49条の7の規定により、参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を選任する。  
質 疑 : 特になかった。
- (3) 議案第46号 開票管理者及びその職務代理者の選任について  
事務局 : 参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務代理者を選任する。  
質 疑 : 特になかった。
- (4) 議案第47号 投票所の決定について  
事務局 : 参議院議員通常選挙における投票所を定める。  
質 疑 : 特になかった。
- (5) 議案第48号 期日前投票所の決定について  
事務局 : 参議院議員通常選挙における期日前投票所を定める。  
質 疑 : 特になかった。
- (6) 議案第49号 期日前投票所を開く時刻の繰り下げについて  
事務局 : 参議院議員通常選挙における期日前投票所を開く時間を30分繰り下げる。  
質 疑 : 特になかった。
- (7) 議案第50号 在外選挙における期日前投票所の指定について  
事務局 : 参議院議員通常選挙における在外選挙の期日前投票所を定める。  
質 疑 : 特になかった。
- (8) 議案第51号 不在者投票を行う場所等について  
事務局 : 参議院議員通常選挙における不在者投票所を定める。  
質 疑 : 特になかった。
- (9) 議案第52号 開票の場所及び日時の決定について  
事務局 : 参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時を定める。  
質 疑 : 特になかった。
- (10) 議案第53号 投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について  
事務局 : 公職選挙法第175条第3項の規定により、千葉県選出議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時と場所を定める。  
質 疑 : 特になかった。
- (11) 議案第54号 開票立会人を定めるくじを行う日時及び場所の決定について  
(千葉県選出議員選挙)  
事務局 : 公職選挙法第62条第2項、第4項、第5項の規定により、千葉県選出議員選挙における開票立会人を定めるくじを行う日時及び場所を定める。  
質 疑 : 特になかった。

会議経過

(続き)

- (12) 議案第55号 開票立会人を定めるくじを行う日時及び場所の決定について  
(比例代表選出議員選挙)  
事務局 : 公職選挙法第62条第2項の規定により、比例代表選出議員選挙における開票立会人を定めるくじを行う日時及び場所を定める。  
質 疑 : 特になかった。
- (13) 議案第56号 千葉県緑区選挙管理委員会委員長の執務場所について  
事務局 : 参議院議員通常選挙における千葉県緑区選挙管理委員会委員長の執務場所を定める。  
質 疑 : 特になかった。
- (14) 議案第57号 投票所の投票立会人の選任について  
事務局 : 参議院議員通常選挙における投票所の投票立会人を選任する。  
質 疑 : 特になかった。
- (15) 議案第58号 期日前投票所の投票立会人の選任について  
事務局 : 参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票立会人を選任する。  
質 疑 : 特になかった。
- (16) 議案第59号 選挙人名簿の抹消者について  
事務局 : 公職選挙法第28条の規定により、死亡者や転出後四箇月を経過した者などを選挙人名簿から抹消する。  
質 疑 : 特になかった。
- (17) 議案第60号 選挙人名簿の登録者について  
事務局 : 公職選挙法第22条第3項の規定により、住民票が作成された日から引き続き三箇月を経過した者を選挙人名簿に登録する。  
質 疑 : 特になかった。
- (18) 議案第61号 選挙人名簿からの抹消について  
事務局 : 公職選挙法第28条第2号の規定により、選挙時登録から選挙期日前日までに転出後四箇月を経過する者を抹消する。  
質 疑 : 特になかった。